

論 説

中国における体制転換と法（その1）

—法学転型問題の歴史性—⁽¹⁾

野 沢 秀 樹

I. 課題の設定

II. 歴史認識の方法

1. 「革命発展段階（革命転化）」論
2. 社会主義初級段階論と新民主主義論
3. 国際的接軌論（国際的市場経済体制との結合論）

III. 予備的議論

1. 体制転換の段階区分と法学転型の関連
2. 伝統型を批判する方法と法学転型に先行した議論
3. 転型問題と市民社会論

IV. 小 括

I. 課題の設定

本稿は、法学基礎理論に関する若干の議論を素材に、今日の中国法の歴史的展開を検討する際の基本的視角と伝統法学から現代法学への転型の過程における特徴的議論のいくつかを紹介し、中国法の転型問題の歴史性について検討するものである。

78年の三中全会による現代化建設への路線の転換以降、中国社会に生じている法現象を含む複雑な社会的・構造的な諸変化総体の歴史的位置を、「体制変動」⁽²⁾あるいは一般に「体制転換」という視点から見る場合、歴史

(1) 本稿は、1997年6月6日に開催された社会主義法研究会第10回全国研究総会（共通テーマ「体制転換の諸段階」、東京都立短期大学）での報告（論題「中国における『体制転換の諸段階』の検討」）をもとに、まとめたものである。

(2) 1997年3月の民科春合宿における木間正通氏（明治大学）の報告レジュメ、参照。

認識のいくつかの方法を手がかりに、多面的に理解することが必要になる。現代化建設の下で、「体制転換」の諸状況は、最近の中国での多くの議論に見られるように、転型として表現できる段階にまで到達している。92年の第14回党大会によって社会主義市場経済体制確立の方針が決定され、また木間報告のいうように、88年と93年の「現行82年憲法の2度の部分改正」という段階的集約点を経て、新しい社会経済の「型」(体制)が具体的に展望され、憲法により規範化されたことによって、今日、「型」の転換(転型)としての認識がますます可能となっている。そして、この状況は、中国法の転型問題にも当てはまるといえよう。

転型は、従来存在した型(伝統型)と今後形成され発展していく型(現代型)の関連性を表す概念であるが、この関連性は、次のように見ることができる。現代型の形成過程は、一般には伝統型の止揚過程であり、中国の現代化建設は、まさに伝統型としての伝統的社會主義体制の止揚過程である。ただし、この止揚過程の実体は、経済面においては、古典的な社会主義論が本質的に対立すると見なした計画と市場、産品と商品をめぐる現実の政策展開が、現代化建設の具体的な歴史的展開(諸段階)をへて、憲法規範上、「計画経済」規定の削除と「市場経済」規定による全面的置き換えとして表れたように、基本的に伝統型の「否定」という形を採ったところにその特色がある。

では、伝統型とは何か。それは、時系列において見れば、78年三中全会の路線転換に先行して存在していた体制の総体であるといえる。この場合、直接的には、伝統的中國社會主義体制(法)であるにしても、この体制自体もいくつかの先行する歴史的諸要素から成立していることは当然含意されなければならない。とくに、長期にわたり残存してきた「封建制の遺毒(残滓)」が、伝統型に残されていたという問題は、伝統型を止揚する方法を規定するといえよう。つまり、「近代的なもの」が反封建の歴史的役割を依然として果たすという歴史認識を可能にする。他方において、現代型が表象する将来の社会の在り方も、伝統型を止揚する方法を規定す

る。まずは、この二つの規定性を確認する必要があるだろう。

この内、とくに「近代的なもの」の規定性は、伝統的中国社会主義体制自身がいかなる体制に由来するものであったのかという前史的問題（現代型から見ると、否定の否定の関係にあるもの）に関連し、今日の体制転換のもつ歴史性を認識するためのスパンを広げる役割を果たすと考える。すなわち、新中国成立以降の歴史の中で、「近代的なもの」のもつ意味を、社会発展の諸段階に即して理解する必要性を示している。現代型社会の編成原理をどこに求めうるのかという問題において、「否定の否定」の関連で、伝統型に先行した社会、すなわち資本主義社会（市民社会）あるいは新民主主義社会との関係をどう理解するのか、また、そのための認識論として、社会主義初級段階論や新民主主義補課論などの意味を明確にすることも必要になろう。この意味において、今日、この「近代的なもの」は、市場経済を媒介として、現代的社会主義体制を規定する要因になりつつあるといえよう。そして、これらの議論の地平の上で、中国社会における社会主義体制の転換という問題があらためて問題となろう。

社会の「体制転換」について、もしこのような歴史認識が成り立つなら、法の理論転換も、転型問題つまり伝統法学から現代法学への転換という図式とその過程における「近代的なもの」のもつ意味を検討することが必要となろう。本稿は、この転型過程の中で議論されている認識方法とそれが反映されている法学基本問題に関するいくつかの議論を紹介し、これを手がかりとして、現在の法学転型問題の歴史的意味を検討しようとするものである。

II. 歴史認識の方法

ここでは、全体として、歴史認識の座標軸になりうるいくつかの既存の認識方法、つまり新中国における社会の発展段階を表示するために用いられた革命発展段階（革命転化）論とその今日的議論としての社会主義初級

段階論（新民主主義補課論）ならびに各発展段階に対応する国際的関連性を示すものとしての国際接軌論を取り上げ、中国法の転型問題のもつ歴史的位置を見ることにする。

1. 「革命発展段階（革命転化）」論

中国社会の転型が、先行する社会の否定という形で実現するとすれば、これまでの革命転化の過程をあらためてさかのぼることは、今日の転型の歴史の意味を検討する上で不可欠の作業である。

ここで取り上げる革命発展段階論は、社会の主要矛盾の転化にもとづき、社会の歴史的類型の転換を認識する方法であり、中国革命の発展段階を説明する際に広く用いられてきたものである。中国の普遍の見解によれば、新中国成立以降の中国社会の歴史過程は、二つの大きな転換を経ている。つまり、①49年の革命以前の「半封建・半植民地」体制から、新中国の建国を境にした「新民主主義」体制への転換（1949年～52年）と、②「新民主主義」体制から「社会主義」体制への転換（53年～56年）である。そして、今日、③伝統的社会主義体制から現代的社会主義体制への転換（78年～現在）が始まっている。前二者の転換は、①が「帝国主義および封建主義と新民主主義との間の矛盾」、②が「資本主義と社会主義との間の矛盾」という、いずれも各社会段階の主要矛盾の転化をともなったという点で革命的な転化であった。そして、この点において③の転換と異なる。③の段階の社会の主要矛盾は、「遅れた社会的生産と人民の日増しに増大する物質的文化的要求の間の矛盾」とされている。この矛盾は、歴史的にはすでに56年の第8回党大会によって、生産手段の社会主義的改造後の社会の「主要矛盾」とされたものである。つまり、②の「資本主義と社会主義の間の矛盾」が止揚された後の、これに続く社会の発展段階の主要矛盾とされたものである。今日の見解では、56年以降現在にいたるまでの社会段階の全体を貫通していた矛盾として理解されることになる。したがって、③の転換を独自に規定する主要矛盾にはなりえないということにな

る。主要矛盾が独自に存在しないということは、この認識方法によれば、③の転換は、56年に成立した「社会主義」の「基本制度」の枠内での転換を意味し、この転換をもたらす固有の矛盾は別に規定されなければならないということになる。この認識方法を検討する意味は、この点を確認することにあるといえよう。

しかし、この主要矛盾の理解については、今日、以下のいくつかの問題が指摘されている。第一に、「人民の日増しに増大する物質的文化的要求」を「社会主義生産関係の本質を集中的に反映している」ものとして理解し、実質的には「生産力と生産関係の矛盾」の反映であるとする観点⁽³⁾から見れば、この矛盾は、あらゆる社会に共通する「基本矛盾」にほかならず、かりに社会主義の「基本制度」の枠内での転換ということであっても、③の段階を規定する矛盾となりうるかどうかは検討されなければならない。第二に、次の社会主義初級段階論の問題にかかわるが、③の矛盾が、それに先行して存在していた②の矛盾の止揚後の矛盾の形態であるとすれば、「資本主義と社会主義の間の矛盾」も、「遅れた社会的生産」の条件によって規定されていた矛盾であったということになる。このような「遅れた社会的生産」の社会において、元来「資本主義と社会主義の間の矛盾」が社会の「主要矛盾」となりえていたのかということがあらためて問われなければならない。これまでも、中国の理論界では、①の矛盾から②の矛盾への転化（とくにその時期）については、異なる見方が存在していた⁽⁴⁾。時機尚早論である。それは、②の矛盾が存在しえた社会の発展段階が、新中国において存在したことがあったのかという問題でもある。かりに、中国の普遍の見解のいうように存在しえたとしても、1953年から56年の三年あまりの短期間であり、このような矛盾の止揚過程は、今日の

(3) 王珏主編『中国社会主义政治经济学四十年（第四卷）』（第180頁、中国经济出版社、1991年）を参照のこと。

(4) 簡単な紹介として、拙稿「中国の転換期における法理論」（『社会主义法研究会年報No.7・社会主義における“改革”の諸相』所収、1985年、法律文化社）がある。

「封建制の遺毒」の問題を見ると、この矛盾が社会を転換する上での「桎梏」にはなっていなかったことを意味し、客観的には社会の革命的転化を必然化してはいなかったということになる。他方において、②の矛盾の人為的な定立は、①の矛盾が止揚されていたのかという問題をあらためて提起することになる。反封建の課題が棚上げされたとする最近の認識は、この問題に関連している⁽⁵⁾。

「封建制の遺毒」の問題は、その後展開される社会主義社会の在り方を規定することになる。この問題は、本来は、伝統型としての伝統的社会主義体制にとっては「否定の否定」の対象である。つまり、本来は新民主主義革命によって止揚されているはずのものである。しかし、中国革命の現実には、「封建制の遺毒」の止揚という課題を、最終的には将来の現代型社会主義体制に負わせることになった。このように、今日の中国社会は、「封建制の遺毒」の止揚という課題とこれを克服するための「近代的なもの」を、現代的社会主義体制への転換のなかで再規定せざるをえず、従来の革命発展段階論は見直される必要があるという意味において、この視点は不可欠であろう。本来、革命発展段階論は、革命の諸段階における課題が、各段階において基本的に完成していることを前提とする議論である。この点において、「封建制の遺毒」や「近代的なもの」の再規定は、実質的には、従来の「革命発展段階」論の否定を意味するといえよう。したがって、逆説的ではあるが、本稿の課題との関連で、「近代的なもの」を今日の段階において改めて位置づけ、その歴史的位置を確認する上で、この視点は、今日なお意味をもっている。

(5) 余源培は、「新中国成立後、われわれは急いで新民主主義革命の社会主義革命への転化を実現し、人々の注意力をプロレタリアートとブルジョアジーの矛盾へと移行させていった。——基本的に封建主義に対する批判を放棄した」とする。「对我国改革的几点哲学反思」、『復旦学報』1989年第2期。

2. 社会主義初級段階論と新民主主義論

前項の革命転化論が、これまでに経過してきた過程の再認識に関するものであったのに対し、社会主義初級段階論は現状認識である。この視座は、1987年の第13回党大会によって概括された。社会主義初級段階とは、「わが国が生産力の立ち遅れ、商品経済の未発達という条件のもとで社会主義を建設するとき、どうしても通らねばならない特定の段階」という中国社会の置かれた特殊な状況を示す概念であるとされている⁽⁶⁾。また、この概念は、社会主義の歴史的段階にすでに入っているが、その初期の段階にあるという世界史の展開過程における位置を示す概念でもあり、中国社会が世界史の発展法則に規定されているという認識と特殊中国的な国情（商品経済の未成熟など）に対する認識が含まれている。ここでは、前項で見た諸矛盾が人類史の発展法則どおりには展開しなかった歴史をふまえながら、中国社会がなお成熟した社会主義へ移行するという展望のなかで、反封建の残された課題が止揚される段階として、新民主主義社会を位置づけ、その歴史的意味を検討する。この観点は、伝統型から現代型への転型という視角から見れば、今日の現代型の「否定の否定」として、伝統的社会主義体制に先行して存在していた新民主主義社会が、現代型社会主義体制の形成にとってもつ意味を検討するということになる。

まず、歴史概念として、社会主義初級段階論という視角は、社会主義初級段階に先行した社会との近接性を強く意識させるものである。先行した社会は、世界史の発展法則から見れば、「社会主義への過渡期」とされる段階であるが、中国の場合、この時期は、憲法前文の規定によると、全体として新民主主義の社会段階であるとされている⁽⁷⁾。すでに見たように、

(6) 『中国共産党第十三次全国代表大会文献集』、第16頁、外文出版社、1988年。

(7) なお、新民主主義の段階を53年を境に前半と後半にわけ、前期を新民主主義社会、後期をここでいう「社会主義への過渡期」とする見方もあるが、憲法前文の表現にもとづき、49年から56年までの過程全体を新民主主義の段階としておきたい。

この過渡期とされた時期に、「資本主義と社会主義との矛盾」が社会の主要矛盾たりえたのかという問題、また新民主主義から社会主義への過渡期の転化が早すぎて、新民主主義の課題が残されたという問題があった。先行した社会との近接性は、未解決のこれらの問題を社会主義初級段階において解決する課題性を規定する。

つぎに、重層的な諸矛盾の内容は、立ち遅れた生産力に規定されて、「封建制の遺毒」がなお社会の矛盾として止揚されていないこと、つまり反封建の課題があること、また、社会主義の要素はいまだ発展過程にあり、成熟しておらず、この結果、それがもっている全社会的規定性が脆弱であることに表われ、このことは、この二つの問題を克服する過程のなかで、「近代的なもの」が中心的な役割をはたすという認識の可能性を与える。80年代の一時期、中国で論争された「新民主主義の補課」という議論は、この問題を解決するための新たな概念の提起であったといえよう。いいかえれば、社会主義初級段階に、「封建制の遺毒」の克服という近代民主主義の課題を設定するための論理であったといえよう。渡辺利夫氏は、社会主義初級段階論と新民主主義の関係について、次のようにいう。「社会主義初級段階論とは、建国期の漸進主義の時代、つまりは新民主主義の時代への『回帰』にほかならない。社会主義初級段階論とは、建国直後に提起された新民主主義議論の『正統性』の再確認なのである。その意味では、社会主義初級段階論は、1953年以来の中国の発展経緯を『要らざるまわり道』だと表明したこととさしてかわらない。初級段階論は、急ぎすぎた社会主義的改造の弊を深刻に反省して、新民主主義社会建設の『補課』（やりなおし）を要求するものだ」とする⁽⁸⁾。社会主義初級段階の議論と関連させ、今日の中国における現代型の社会形成を展望する中で、新民主主義議論を再構成する試みは興味深い議論である。ただし、この場合、次の点に留意したい。この新民主主義議論は、すでに1940年に毛沢東によ

(8) 渡辺利夫著『社会主義市場経済の中国』、第29頁、講談社現代新書、1994年。

ってまとめられ、中国革命の道に対して新たな展望を示した歴史的議論である。そこでは、中国革命の展開過程は、2段階に分けられ、第1段階は民主主義革命、第2段階が社会主義革命とされ、第1段階は、「革命的諸階級の連合独裁」の権力を樹立して進められるとしている。そして、この第1段階の革命は、「その社会的な性質からいうと、基本的には依然としてまだブルジョア民主主義的なものであって、その客観的要求は、資本主義の発展のために道をはききよめること」⁽⁹⁾であること、同時に、新民主主義革命は、将来において社会主義革命への転換を展望していることを不可欠の視角とすること、である。つまり、連続革命の立場にたった考え方であるが、とくに、第1段階から第2段階への連続性をどのように理解するかが論点になろう。また、現実には、当時の新民主主義社会がまだ確固としたものではなく、未成熟なものであったことも確認しておく必要がある。張海山のいうように、「社会の歴史法則に合致して生成した社会は、いずれもその発展・成熟の過程がある。この社会はいまだ成熟するまで発展せず、客観的な歴史の法則に合致したより高い社会段階のために、すべての条件を十分に準備する以前においては、それは取って代られない」⁽¹⁰⁾とするなら、成熟した新民主主義社会の建設が、今日的課題として設定されても当然であり、新民主主義社会の「発展・成熟の過程」の法則・論理の提示が、今日の新民主主義議論として検討される必要があろう。かつて、この理論的作業は、「新民主主義社会の秩序を確立する」という問題として提起されたが⁽¹¹⁾、毛沢東によって批判され、実現されなかった歴史を

(9) 『毛沢東選集』第2巻、第470～471頁、外文出版社、1968年。

(10) 張海山「社会主義初級階段具有新民主主義補課任務」、『山西大学学报』1989年第2期。

(11) 孫鋼「対“確立新民主主義社会秩序”提法的一点考察」、『党的文献』1989年第1期。「新民主主義社会の秩序を確立する」という提起は、長期にわたり、劉少奇によるものとされてきたが、孫鋼によると、1953年2月に、周恩来が全国政治協商会議第4回会議で行なう政治報告の《修改稿》を準備する際に、「わが国の新民主主義社会秩序はすでに確立した」と述べた箇所を指し、毛沢東は、この《修改稿》を審査・閲覧した際に加筆し、最終的に削除したとしている。

もつ。後に見る市民社会を今日議論することの歴史的意味は、この理論的背景の中で理解される必要があるだろう。そして、「中国の新民主主義社会は社会主義社会の前の社会段階であり、歴史の位置 [中文は方位] において、他国の資本主義社会の段階に対応し、並列する一つの社会段階である」⁽¹²⁾とする認識が可能であるなら、新民主主義体制を今日の条件のもとで再構築する課題を、中国的市民社会を形成する問題とすることもできよう。この過程が、社会形態として、社会主義初級段階の枠組みの中で展開されるのか、その外（社会主義へいたる前段階）で展開されるのかという問題はある。「体制変動」という問題は、本稿ではこの点に関連している。新民主主義社会から「社会主義への過渡期」を経て社会主義初級段階へいたる歴史的過程を、実質的内容において、ブルジョア的な限界の止揚を射程に入れた、市民社会の生成・発展・成熟の過程として、いいかえれば、社会主義的市民社会の確立のプロセスとして展望できよう。今日の中国の市場経済の展開は、「資本主義」から社会主義へという世界史の発展法則の中国的展開の新たな可能性をもたらしているように思われる。

3. 国際的接軌論（国際的市場経済体制との結合論）

この認識は、現代化建設が対外開放政策の下ですすめられていることの必然的結果であると同時に、「接軌」（結合）を媒介として、中国社会が市場経済へ全面的に移行しつつある中で、国際的市場経済とますます緊密に連動している一体化の状況を反映している。国際的市場経済は、資本主義的経済法則が働き、国際資本の支配する世界経済システムであるが、中国の市場経済は、政企分離のスローガンの下で、国家の計画的コントロールが限定されていく中で、市民社会の形成という外皮をまといながら、世界経済システムとの一体化を強める道を歩んでいる。そして、今日、この国際的接軌論は、伝統型を否定するイデオロギーになりつつあり、転型問題

(12) 張海山、前掲論文。

の検討に大きな影響を与えている認識方法であるといえる。

周叔俊は、「現代化」について、「社会的生産力と科学技術には階級性がなく、国境もなく、人類共通の財産である。よって、現代化は、各国家についていえば、統一的な概念である」といっている⁽¹³⁾。89年のこの議論は、生産力と生産関係を切り離し、各国の“現代化”は「生産関係と上部構造の面において個性をもつ」とし、生産関係と上部構造の面において社会主義的性質を保持しようとする点において、この時期の認識を反映している。しかし、三資企業の形態（中外合資、中外合作、外商単独出資など）による外国資本の進出、国有企業の現代企業への改革、とりわけ株式化にともない外国資本の参加の可能性が生じるなど、生産関係と上部構造（社会主義市場経済法律体系などの法的上部構造）も国際市場と一体化する段階へ踏み出している観がある。

すでに80年代に、万里は「世界的通用性」という概念を提起し、法学界でも夏之らは、「拿来（持ち込み）主義」を積極的にとらえていた⁽¹⁴⁾。法学研究が「世界に向かう」ということは、法学界の基本的政策としても確認され⁽¹⁵⁾、市場経済の確立とともに、この国際的接轨論はますます強まっているといえよう。そして、92年の鄧小平の「南巡講話」によって思想解放が再び強調される中で、多くの法学研究者が法の「移植」論を展開し始めている。資本主義法の「移植」という概念が生まれたのは、この状況と関係がある。そして、この概念は、94年の喬石の発言によって公式に認知された。そこでは、「大胆に吸収すべきである」、「直接移植し、実践の中で充実させ、完備する」という認識が示されている⁽¹⁶⁾。すでに、このような認識は、現代型を方向づけ、伝統型に対する批判の方法を規定する

(13) 周叔俊「論有中国特色的社会主義現代化——兼駁方勵之“現代化不分国界”的謬論」、『中国人民大学学報』1990年第1期。

(14) 夏之「商品經濟新秩序的法律思考」、『法学』1988年第9期。

(15) 例えば、「開創解放思想繁荣法学的新局面——中国法学期刊主編聯誼座談会綜述」、『政法論壇』1992年第3期。

(16) 『人民日報』1994年1月15日付。

にイデオロギー的役割を果たすにいたっているといえよう。問題は、そこに、伝統型、つまり伝統的中国社会主義体制の諸経験に対する清算主義的観点および「現代的なもの」への無批判的な追従主義を生む危険性が内包されていることである。このことは、現代化の目標をどこに設定するのかという問題と関連している。

国家建設の目標設定に関わる議論は、現代型への体制転換を内容の面において直接規定するものといえよう。この問題を認識する上で、銭学森の産業革命についての議論は大きな影響をもったといえよう。銭は、人類史における産業の発展段階を次のように整理する。すなわち、第1次産業革命（狩猟・採取から農牧業への発展）、第2次産業革命（商品生産の出現）、第3次産業革命（18世紀のイギリスで始まった大工業生産による「産業革命」、マルクスの資本論の時代）、第4次産業革命（19世紀末から20世紀初めの機械化・自動化の革命、レーニンの帝国主義の時代）、第5次産業革命（現在、専門化、コンピューター化、情報化）、第6次産業革命（将来、高度の知識集約型産業）とした上で、「第3次産業革命は、われわれの国家では遅らされ、われわれの国家の本当の第3次産業革命、工業化された大生産は、多分建国初年にやっと始まった。イギリスが18世紀末に始めた産業革命を、われわれは遅れて行ない、その上、その間に曲折もあった」とする認識を示しながらも、「今、20世紀の80年代にいたり、われわれは第4次産業革命と第5次産業革命を一緒につかみ、さらに第6次産業革命のために準備しなければならない」としている⁽¹⁷⁾。

これは、第13回党大会などが「貧困と立ち遅れから次第に抜け出す段階であり、農業人口が多数を占める、手作業を主とした農業国から、農業外産業人口が多数をしめる現代化した工業国へ逐次移り変わる段階であり、自然経済と半自然経済が大きな比重をしめる状態から、商品経済が高度に発展した状態へ移り変わる段階である」⁽¹⁸⁾としていた国情に対する現状認

(17) 銭学森講、呉義生編『社会主義現代化建設の科学和系统工程』、第12頁以下、中共中央党校出版社、1987年。

識とは異なる。また、現在第4次・第5次の産業革命の段階にあるということは、第3次産業革命の段階のものは、主要なものとして位置づけられないということを意味する。「近代的なもの」の中国での歴史的位置を考える本稿の視角から見ると、問題は、中国の国情や“現代化”建設の課題と関連させて、第3次産業革命の時期、つまり産業（自由）資本主義経済の段階をいかに評価するのかということにある。この時期は、資本主義経済体制つまり商品市場経済体制の形成・発展期にあり、政治的には近代民主主義制度の形成期である。第4次以降の産業革命を“現代化”の目標とする観点は、商品市場経済および近代民主主義の形成・発展を含むその時期の社会革命（ブルジョア民主主義革命）全体の経験に対する評価を制約することになり、他方において、第4次産業革命の時期に対応する独占資本主義段階の経験に対しは、これを積極的に評価することにつながる。後に見るように、この問題は、何を法学理論体系の起点とするかという法の本位論争において、「個人・権利」本位論を自由資本主義経済の産物とし、これに、独占資本主義段階における国家・社会の役割を重視する社会本位論を対置して、個人の権利を制限するための論拠にする議論に現われている。

社会の発展段階に対する産業主義的な認識に媒介された国際的接軌論に対しては、今日、市場経済体制という経済領域に限定するだけでなく、精神的領域も含む社会のすべての領域における「接軌」を追求する潮流からの批判が生まれている。転型問題の全面性はこの認識方法にも表れているといえよう。

以上、三つの歴史認識の方法は、現代型への転型にとって不可欠な反封建の民主主義的課題を解決するために、「近代的なもの」が果たす歴史的役割を認識する上で意義をもつといえるが、基本的には過去の歴史過程に対する認識の枠内にとどまるものである。今日、市場経済の展開にともな

い、トータルに「近代的なもの」へ接近する認識方法が必要となりつつある。次に見る市民社会論の台頭は、このような認識状況の産物であるといえよう。

III. 予備的議論

ここでは、法学の転型問題の歴史性を個別的問題において検討するために、なお、以下の三点の基礎的問題について予備的に検討しておきたい。第一は、法学の転型が準備されてきた過程の中の「場」としての「体制転換」の諸段階を区分する問題、第二は、今日の法学転型の議論に先行して展開された、伝統型を批判する方法の問題、第三は、今日の法学の転型問題の牽引者としての市民社会論の問題である。いずれも法学転型問題の歴史性を明らかにするために不可欠な検討課題である。本稿の課題に関連する範囲で見ることにしよう。

1. 体制転換の段階区分と法学転型の関連

IIにおいてすでに述べたように、主要矛盾についての普遍の見解によれば、現代化の過程を主要矛盾の転換の方法で段階区分することはできないということになる。「遅れた社会的生産と人民の日増しに増大する物質的文化的要求との間の矛盾」が、現代化の全過程を規定する主要矛盾であるとしているからである。ここでは、経済体制改革における「計画と市場」の関係の政策転換を軸に、現代化の過程における諸段階を区分する。

この段階区分の方法が、法学理論の転型問題を検討する上で有効と思われるのは、「計画と市場」をめぐる政策展開と中国法の転型問題を構成している法学理論問題に関するいくつかの議論、特に法の本質をめぐる議論の展開との間に、段階的な照応関係を見て取ることができると考えるからである。

具体的に次のように区分し、検討をすすめよう。

(1) 第1段階は78年から82年までである。この段階は、集権的計画経済体制からの脱却の時期である。「計画経済を主とし、市場調節を補とする」モデル（第1モデル）が提起され、82年憲法に規定される過程である。このモデルは「板塊式」結合モデルとされ⁽¹⁹⁾、重要製品は計画で、その他の製品は、企業が市場の需給にもとづき生産し、国家は経済的手段で市場を調節することを基本内容とする。これは板と塊（球）の非整合的で外的結合による二元構造であり、それぞれに異なる法則にもとづく経済運行の結合形態であった。

(2) 第2段階は82年から87年までである（なお、84年を境に、さらに二つの段階に区分することもできよう）。84年の「経済体制の改革に関する中共中央の決定」（以下、『決定』とする）により、「社会主義の計画的な商品経済」という概念が正式に承認され、国営企業が相対的に独立した経済実体、権利義務をもつ法人とされ、市場の比重が相対的に大きくなり、その結果、「計画と市場が内在的に統一する」モデル（第2モデル）が提起された過程である。いわゆる「商品経済の新秩序」の体制が第13回党大会において確認されていった過程である。この「計画と市場の内在的統一」のモデルは「浸透式」・「融合式」モデルとされ⁽²⁰⁾、両者は相互に規定し合い、統一した法則にしたがった運行を目指す一元構造である。

(3) 第3段階は87年から92年までである。各種の個別市場（例えば、生産手段市場、各種商品市場、労務市場など）が形成され、86年から提起されていた「国家が市場を調節し、市場が企業を導く」とする命題が承認され、国家と企業の間接的結合および市場と企業の直接的結合が強調されるようになり、「南巡講話」を契機として市場が量的にも拡大し、92年の第14回党大会による市場体制建設の方針決定へ向かい、93年の憲法修正案の採択により、計画経済の文言の削除、市場経済の実施が規定されていった

(19) 郭冬楽主編『中国社会主义市場経済理論争鳴（1992～1995年）』、第2頁、中国物価出版社、1996年。

(20) 同前、第5頁。

過程である。

(4) 第4段階は、現在の段階であり、市場経済体制への移行が全面的に進行している段階である。

もとより、社会主義市場経済体制への移行は、全体として一つの過程を経ており、すでに79年には「市場経済」・「商品経済」の提起がなされるなど、主要な議論はそれ以前にすでに展開されていたが⁽²¹⁾、党大会の正式決定を画期とすれば、このような段階区分が妥当であろう。

この段階区分をふまえて、「計画と市場」をめぐる議論と法理論の議論との関連性を見よう。ただし、検討内容は、転型問題の議論の方向性を規定したと思われる法の本質に関する議論を限定的に取り上げるにとどめ、次の現代法学論争を理解する準備とする。

さて、転型問題において否定される伝統法学は、転型過程の端緒においては、階級闘争道具論にたつ法学理論とすることから出発したが、この伝統法学に対する批判は、当初の階級闘争道具論から、80年代を通じて、単に機能面にとどまらず、伝統的な中国社会主义法学の総体に対する批判へ拡大していった。今日の現代法学への転換の流れは、基本的にはこの脈絡の上に位置づけることができる。ただし、すでに指摘したように、伝統型は、現代型の形成の論理によっても否定されるという面をもつことを考えると、すべての方法がこの脈絡の上にあるともいえないが、伝統法学を否定する議論の当初の中心は、この議論展開にあった。

伝統法学の基本的立場は、法の本質的属性はただ一つであり、それは階級性であるとする。蔡定劍は、階級闘争道具論は、「これまでの計画経済体制における法律の機能に対する認識である」とし、「80年代中期以前において、ずっと主導的地位を占め」、この観点の下では、経済と社会の管理は、政策によって行なわれるとしている⁽²²⁾。ここでは、「80年代中

(21) 同前、第3頁。

(22) 蔡定劍「法制的進歩与中国法制的改革」、『複印報刊資料・法理学、法史学(D410)』(以下、『D410』と略す) 1996年第12期、中国人民大学書報資料中心。

期」が転換点とされているが、これは、第1モデルが84年の《決定》により第2モデルへ移行する時期にあたり、この時点を経換点とすることは、第1モデルの下でもなお階級闘争道具論が力をもっていたことを示唆している。いいかえると、第1モデルの「計画を主とする」側面が、伝統法学を担保する役割を果たしていたといえよう。80年代の半ばは、現代化の第2段階にあり、また第1モデルから第2モデルへの転換期でもあり、階級闘争道具論は完全には否定されていないものの、第1段階ですでに生まれていた、法を社会関係の調整器とする議論も広く受け入れられ始めていた。このことは、法の階級性論争の議論の中で、法の本質を階級性にのみ認めてきた伝統法学を批判し、社会性という属性を階級性に併置させる議論が登場していたことに反映されていた。社会性と階級性のいずれに比重を置くかの違いはあるものの、第1段階における法の階級性論争では、階級性と社会性の両者を主たる属性とする議論（多重論）が多く見られた。この多重論こそ、第1モデルの「計画と市場」という二元構造に照応したものであったといえよう。

第1モデルから第2モデルへの転換の契機となった84年の《決定》は、伝統法学の転型にとっても規定的意義をもつ。この《決定》は、「社会主義の計画的」商品経済と表現されてはいたが、商品経済の一般法則としての価値法則を重視するものであり、法の本質についての論争でも、多重論の限界を認識させ、階級意思性（階級性）よりも客観法則性（客観性）を重視する認識への転換を促すことになる。この論争の中で、階級性と社会性という法の本質を表象する従来の基本的属性以外に、さらに客観性をより中心的な属性として位置づける議論が登場することになる⁽²³⁾。80年代前半に始まった法の階級性と社会性をめぐる議論が、法の本質的属性をめぐる議論として拡大して展開されていった背景に、第2モデルへの転換の動きがあり、法の本質をめぐる論争のこの意味での質的転換は、第2モデル

(23) 例えば、呉世宦「論法学現代化与法的本質概念的科學表述」、『政法論壇』1985年第3期。

ルが価値法則によって一元的に展開されるようになったことの法学理論への反映であった。

市場経済体制への転換を党が正式に確認するのは、92年の第14回党大会まで待たざるをえなかったが、市場経済へ向かうための理論的作業は、先行して進められていたとされる。すでに、「1986年は、中国理論界がもっとも生き生きとした年であり、『社会主義市場経済』の概念を大胆に採用することを主張する呼び掛けが起こった」⁽²⁴⁾といわれている。翌年の第13回党大会への準備過程の中で、「国家が市場を調節し、市場が企業を導く」という命題が承認される。当時、この体制は、一般にはまだ「商品経済新秩序」と表現されていたが、市場経済への移行は、理論的にはこの時点において始まっていったといえよう。

このような理論状況の中で、「商品経済の法則の内在的要求に適応した新しい法学理論体系をうちたて」ようとする動きが生まれていったことは必然的であったといえる⁽²⁵⁾。84年の《決定》以降、商品経済の価値法則、等価交換の原則にもとづく経済体制改革が志向され、「多元化された利益主体が平等な地位に置かれ、彼我の間に差異と利益の衝突が存在する状況」が生まれ⁽²⁶⁾、その下では、すでに現代的な意味の、つまり商品経済の下での権利についての諸規定を確立する必要性が生じていた。80年代前半から継続していた「民法—経済法」論争も、この脈絡のなかにあったといえるが、86年の民法通則の採択によって一段落する。この過程の中で、権利概念を基軸とした法学理論体系を構築しようとする「権利本位」学派⁽²⁷⁾の潮流が大きくなり、この方法論をめぐる論争が展開されていった。

(24) 郭冬楽主編、前掲書、第5頁。

(25) 張伝楨「試論商品経済与法学基本理論」、『現代法学』1988年第5期など。

(26) 楊春堂・李敏「建立与商品经济和民主政治相适应的权利观」、『法学』1988年第10期。

(27) 文正邦らは、これを「権利法学」といった。彼らによる権利概念の提起と議論の過程は、『法学変革論』（重慶出版社、1989年）に詳しい。同書の一部を紹介したものとして、拙稿「書評『法学変革論』」（早大比研『比較法学』第28巻第2号、1995年）がある。

この権利本位論争は、権利と義務の対概念の内、いずれが本位（法理論の起点）となりうるかなどの問題をめぐるものである。これを第1期権利本位論争とする。論争としては、90年代に入り、有力な権利相対論が提起されたが⁽²⁸⁾、市場経済の本格的展開にともない、再び「個人権利本位」論⁽²⁹⁾が提起されるなど、論争は依然として継続中である。

92年の市場経済体制への移行は、一面において「政企分離」政策の一つの集約点であり、伝統型である集中的経済体制の突破を意味している。しかし、その全面的移行は、伝統型を突破することにとどまるものでなく、市場経済の法則によって全面的に規定されることを意味している。「計画と市場」は経済手段であり、社会主義も資本主義もこれらの手段を利用することができるという認識は、市場経済の全面展開を予定するものであろう。そして、このことは、価値法則、需要供給法則、公平な競争メカニズム、自主経営、譲渡の自由、等価交換などの市場ルールが、「資本主義と社会主義の区別なく」利用されるということの意味している⁽³⁰⁾。伝統法学の否定の論理および現代法学の形成の論理は、いっそうこれらの諸法則に規定されるということになる。

以上見たように、階級論を軸とした伝統法学から、権利論を軸とする現代法学への転型は、転型過程の端緒と発展方向が、上述の体制転換の諸段階における経済体制転換の諸契機に規定され、変化するなかで、展開されていったといえよう。

2. 伝統型を批判する方法と法学転型に先行した議論

ここでは、今日の転型問題の議論に先行して行なわれていた、止揚される伝統型の具体的内容をめぐる議論を取り上げる。中国社会の転型問題

(28) 陳云生『権利相対論』、人民出版社、1994年。

(29) 張鋼成「社会主義市場経済与法的个人権利本位」、『法制与社会發展』1995年第3期。

(30) 黎学玲「社会主義商品經濟新秩序法律化之構想」、『広東法学』1988年第6期。

は、その内容から見ると、封建的意味における伝統型から現代型への転型（第1側面）と伝統的な計画経済の社会主義から現代的な市場経済の社会主義への転型（第2側面）という二つの側面から構成されるといえる。しかし、すでに見たように、伝統的社会主義における「封建制の遺毒」という問題は、この二つの側面が重複していることを意味していた。つまり、伝統型から現代型への転型問題は二つの側面から成り立ち、この「封建制の遺毒」という問題は、転型問題の歴史性の広がりを認識するための媒介として現われていた。ここでは、その内容について、総括的に見ておこう。

第1側面に関しては、体制転換が具体的な型の問題として成熟していくなかで、文化論という広い角度から、多くの論者が二つの文化の衝突という形式で議論し、伝統型として否定すべき内容を明確にする作業を行なっている。例えば、曹錫仁は、現代型と伝統型の衝突する内容をつぎの10項目に概括している⁽³¹⁾。1. 現代化された社会構造と伝統的社会構造の衝突（社会の構成単位・個人が独立した地位と自主権をもった網型社会構造と伝統的な大一統を主とする調和型文化から生まれた集権的隷属型社会構造との衝突）、2. 網型社会構造のなかに貫徹している平等の原則と伝統のなかの貴賤身分制原則との衝突（商品交換における平等の原則と血縁宗法觀念を反映する身分的従属関係との衝突）、3. 法治社会の要求と人治の伝統との衝突、4. 民主の精神と文化的伝統のなかの家長宗法觀念との衝突、5. 個人の個性の全面的発展と伝統文化の共性至上の集団原則との衝突、6. 創造の追求と保守心理との衝突、7. 開放と閉鎖との衝突、8. 競争の原則と中庸の信条との衝突、9. 物質的利益の原則と倫理中心の原則との衝突、10. 現代化事業のなかの社会的消費需要と文化伝統のなかの節約反奢侈の原則との衝突、などである。現代型と伝統型の衝突をこのように対抗的に把握する認識方法は、今日広く見られるところである。これらの

(31) 曹錫仁「中国文化伝統与中国現代化的冲突」、『未定稿』1985年第9期。

諸項目のうち、後者が「封建制の遺毒」を構成するものということになる。この転型は、一般には民主主義的性格をもち、「近代的なもの」への移行の歴史的位置にある。

さて、第1側面の矛盾は、歴史的には、本来、伝統的社會主義に先行する社会段階においてすでに止揚されているものである。しかし、すでに指摘したように、反封建の民主改革が棚上げされたことによって、今日まで残されてきた。したがって、伝統型社會主義体制を止揚する過程において、封建的な伝統型を止揚することも、現代型の形成の中での独自の課題となっている。以下の議論は、第1と第2の側面の重り合う部分にかかわるものであるが、主に封建的側面を強調している点に、今日の社会体制の規定性を「封建制の遺毒」にもとめる現代の問題意識が反映されている。

趙曜は、「伝統（的社會主義）モデル」とは、基本的にソ連モデルを指すとしている。ソ連モデルに対するその批判の特徴は、社會主義の実践の経験を欠いていたこと、国内的な階級闘争が先鋭で複雑であったこと、国際的に資本主義の包囲を受けたことなど、従来指摘されていたことのほかに、封建主義の思想的影響を重視していることにある。その原因として、ソ連の資本主義の独立した発展段階はわずか8ヵ月の時間にすぎないこと、政治思想領域において封建主義の打破が不徹底であったことをあげる⁽³²⁾。ソ連モデルという伝統的社會主義のモデルを封建主義の影響という側面から批判的に総括する方法は、結果として、中国の伝統的社會主義における「封建制の遺毒」の問題が、ソ連モデルを導入したことによって自動的に持ち込まれた帝政ロシアの封建制遺毒の問題と中国独自の封建制遺毒の問題からなることを示している。ただ、このソ連モデルと封建制の関連性に注目する議論は、中国における革命の転化の過程において、同様に短命に終わった新民主主義社会に対する、すでに見た中国理論界の問題意識の反映であるといえよう。この封建的側面からの評価は、スターリン

(32) 趙曜「从伝統社會主義模式向現代社會主義模式的轉變」、『教学与研究』1989年第1期。

に対する批判（とくに個人崇拜問題）において顕著である。また、ソ連モデルの封建制遺毒の問題は、第2側面においても、反封建の課題に大きな比重をもたせる上で意味をもっているといえよう。

次の党曉群の議論は、スターリン・モデルと「封建制の遺毒」との関係において、後者の復活における前者の能動的役割を指摘している点に特徴がある。すなわち、「スターリン・モデルの全面的導入、消化、中国化が、中国の封建主義復活のために肥沃な土壌を提供した」こと、「スターリン・モデルは、政党を中核とし、政党と国家権力および社会組織が一体化した思想と政治および経済の大一統の、中央による高度に集中化されたモデルである」こと、「1950年から1976年までにいたる、まるまる26年間、スターリン・モデルは、社会主義の手本として中国へ導入され、根をおろし、中国化へいたる完全な過程を経たが、この過程は、同時に、中国の封建的残余が死の灰のなかから再燃し、沈殿物が広がっていく過程でもあった」としている⁽³³⁾。この認識は、スターリン・モデルを封建的な伝統型として評価し、スターリン批判を反封建の面に一面化するという問題はあるが、「プリモダンの社会主義」⁽³⁴⁾を止揚する上で、「近代的なもの」に積極的役割を認める必要性に注目している本稿の観点からみて、興味深いものといえよう。

第2側面に関しては、于金富の次のような議論がある。「伝統的な計画経済から社会主義市場経済への転変は、決して資源配置の方式また経済運行メカニズムの転換であるだけでなく、全面的かつ深刻な社会変革であり、このことは、それにふさわしい制度的刷新を進めること——社会主義制度の具体的モデルの更新の実現を必然的に要求する。すなわち、伝統的な社会主義モデルから、新型の“市場社会主義”モデルへ改造しなくてはならない」とする⁽³⁵⁾。ここでは、変革の全面性が強調され、新しい社会

(33) 党曉群「斯大林模式是中国封建主義復活的根本原因」、『湖湘論壇』1989年第1期（『K 4 中国現代史』1989年第6期所収）。

(34) 富永健一『日本の近代化と社会変動』第10頁、講談社学術文庫、1990年。

(35) 郭冬樂主編、前掲書、第17頁。

主義像が目指されている。

では、以上のような「封建制の遺毒」の止揚という歴史認識は、法学の転型問題にどのように反映してきたのだろうか？伝統型の否定についての若干の議論を見ることにしよう。

現代化路線への転換の初期、呉家麟は、法学とその研究方法が立ち遅れている原因を観念のレベルで総括し、伝統法学に対するイデオロギー批判を展開したことがある。以下の五つの主義に集約している。すなわち、1. 主観唯心主義（唯意思論・精神万能論）、2. 法律取り消し主義（独裁をもって法制を排除する。政策をもって法律にかえる。人治を行ない法治を行なわない。）、3. 歴史虚無主義（階級性と継承性、革命性と科学性を結合する原則を離れる。旧法と旧法学を一筆をもって抹消し、全面的に否定する態度を取る。）、4. 封建専制主義（個人の絶対的権威をうちたてる。鶴の一声である家長制・一言堂を行なう。機関の役所化、幹部終身制など。）、5. 左傾教条主義（マルクス主義理論の教条化など）である⁽³⁶⁾。これは、80年という転型問題の端緒段階において、先行して行なわれた本格的な法イデオロギー批判であり、大きな影響を与えた。今日の法の転型問題との関係で重要なことは、歴史虚無主義を批判し、旧法（学）の全面的否定を批判している点である。これは、旧法学（国民党の法学、ブルジョア法学）、つまり「近代的なもの」の再評価を示唆するものである。また、左傾教条主義に対する批判は、伝統法学としてのソ連法学および中国社会主義法学の見直しを含意していたといえよう。ただ、この時期、現代法学の青写真が描かれる条件は、まだ成熟していなかった。

80年代の半ばになると、より具体的な研究方法のレベルにおいて、伝統法学から現代法学への転換を志向する試みが現われる。例えば、柏發文は、次のような転型論を試みている。すなわち、1. 階級闘争をカナメとすることから、生産力と生産関係の矛盾の運動に対して総合的な考察研究

(36) 呉家麟「我国法学為什麼落後？」、『西南政法学院学報』1981年第1期。

を行なうことへ転向する。2. 古典家の個別的な結論に拘泥することから、マルクス主義の法学原理に対する不断の刷新へ転向する。3. 搾取階級の法学に対する否定から、批判的に分析し、参考にし、継承することへ転換する。4. 伝統的な法律観から、新型の法律観へ転換する。5. 法律の条文に対する理論的注釈から、立法における政策決定の科学的分析へ転換する。6. 単一的、定性的な法学研究の方法から、多面的で、定性と定量が結びついた法学研究の方法へ転換する。7. マクロとミクロの分離から、マクロとミクロが結びついた法学研究へ転換する。8. 法学研究は、伝統的範囲から、絶えず広がる範囲へ転換する。9. 政策研究を主とすることから、主として法律を研究すると同時に、また政策を重視する研究へ転向する。10. 法学教育の軽視から、法学教育の重視へ転換する⁽³⁷⁾。ここでは、新しい法学研究方法の基本方向が提起されている。

80年代半ばのこの時期は、伝統法学に対する単なる批判から、新しい法学の在り方を意識的に追究する段階に入っていた時期である。すでに見たように、法の本質的属性をめぐる論争においても、新しい潮流が生まれてきた時期であり、経済体制改革の展開と一定の照応関係も認められた。法学界において伝統法学に代わる現代法学を構築する必要性が認識され始めたのは、84年の経済体制改革の《決定》が商品経済論を正式に取り入れたことにより、伝統的な社会主義経済理論が転換されたことを直接の契機としている。これにより、法学界においても、マルクス主義法学の「発展」という問題が生じることになり、マルクス主義法学の基本原理を再検討しようとする研究方法が現われ始める。柏のいう「マルクス主義の法学原理に対する不断の刷新」である。一つは、初期マルクスの法学思想を再検討することを通じて、伝統(的な社会主義)法学の在り方を見直そうとするものであり⁽³⁸⁾、もう一つは、システム理論を法学研究へ導入することを

(37) 柏論文「我国法学理論研究的若干転変」、『法学』1986年第9期。

(38) 万斌は、「マルクスの後期の法律思想を、人類の法律思想とマルクスの法学思想の統一したつながりの中から切り離すこと」が、「わが国の伝統的法学理

通じ、マルクス主義法学の基本原則を發展させ、法學研究の現代化を追究しようとするものであった⁽³⁹⁾。

これらの方法について、ここで詳細に検討する準備はないが、次の点を指摘しておきたい。特に、前者は、法の本質を機能〔中文は功能〕質と社会質に分け、「法の具体的存在形態と社会的特質（社会質）を取り払い、法の一般法則および属性を把握する」必要性を説き、歴史貫通的な法の共通性を把握しようとするところに特徴がある⁽⁴⁰⁾。初期マルクスの研究の見直しについては、後述する現代法学の論者たちが、「市民社会」概念を導入して、理論構築していることとの関連でも、ふたたび注目する必要がある。また、後者のシステム法学は、法の本質を多層性をもつシステムとして把握するところに特徴が見られる。例えば、呉世官は、法の本質を法則性・意思性・機能（社会）性の三つの層からなるものとし、法則性を核的位置において把握し、「法律は、人々の意識における客観的法則の反映であり」、この客観性は、すべての法律が共通に備えているとする⁽⁴¹⁾。いずれも、法の共性論を展開しているところに特徴がある。

このような法学転型問題を準備した80年代の理論的作業は、92年の市場経済への移行にともない新たな展開を見せている。蔡定劍は、「市場経済が計画経済に取って代るのにもない、以下の転化を実現することが必要である」とする。すなわち、1. 社会関係においては、身分から契約への転化（計画経済体制の下での身分関係の打破）、2. 公民と国家の関係におい

論の重要な誤り」であるとしている。「伝統法学的改革与馬克思主義法学的發展」、『社会科学』1986年第4期。

(39) 呉世官「論法制系統科學的研究對象方法和意義」、熊繼寧・何玉・王光進編『法制系統科學』所収（中国政法大学出版社、1987年）。

(40) 「法の功能質とは、社会調節の一般的メカニズムとして法がかならず備える一般的な共通規定、すなわちいかなる現実の法ももたなくてはならない基本的要素を指し、この種の功能質は、法の歴史發展の諸段階を貫徹し、かつ限定している」。万斌「対伝統法哲學的超越」、『D41法学』1994年第1期。

(41) 呉世官「論法学現代化与法的本質概念的科學表述」、『政法論壇』1985年第3期。

ては、“国家本位”から“社会本位”・“個人本位”への転化，3. 法権関係においては，権力至上から法律至上への転化（政治体制の改革として，党活動を憲法・法律の範囲内に限定することは，ここに含まれている一引用者），4. 法とその他の社会現象との関係においては，法律の自治への転化（法律の運行は，その他の社会的要素の干渉を受けないこと）などに概括している⁽⁴²⁾。この内，国家本位について見ると，80年代の終わりに「個人・権利本位」概念をめぐる論争の中で，権利本位論者によってすでに批判が始まっていた。例えば，張宗厚は，“権利本位”をもって法学研究を進めることは，憲法学の研究にとって重要な意義がある。ここで，わたしは，主要なことは“国家本位”を克服することであると思う」とし，国家本位に対する批判を始めている⁽⁴³⁾。市民社会という表現はまだ使用されていないが，新たな国家論の提起といえよう。

このような80年代半ばからの法学理論領域における法学現代化の議論は，今日の転型問題へ至る先行した議論であった。この理論的動向をふまえ，今日，現代法学を含む現代型の社会構造の総体を「市民社会」と規定し，現代法学に「パラダイムの核心的カテゴリーとなる可能性」⁽⁴⁴⁾をもたせようとする法学潮流が確立されつつある。今日，劉武俊は，「伝統的国家社会一体化構造」から「国家—市民社会二元構造」への歴史的変遷として明確に表現し，市民社会論を展開している⁽⁴⁵⁾。上述した新しい法学研究方法が単なる方法論のレベルにとどまるのではなく，一つの体系性をもった法学，つまり現代法学として概括されつつあり，そこには，その方向性を規定する「牽引車」としての市民社会論が登場している。これを次に見よう。

(42) 蔡定劍，前掲論文。

(43) 張宗厚「“権利本位”对于憲法学研究的意義」，『当代法学』1988年第3期。

(44) 陳弘毅「西方人文思想与現代法的精神」，『D410』1996年第3期。

(45) 劉武俊「市民社会与現代法的精神」，『D410』1995年第11期。

3. 転型問題と市民社会論

上で見たように、80年代の半ばから追究されてきた法学研究の新しい方向は、今日、現代法学の形成という目標に向かって展開されている。ここでは、社会（法）の転型問題に影響をもち始めた市民社会論について見ておこう。もとより、市民社会に関する議論の経緯を系統的に説明する準備はなく、本稿の課題と関連する範囲内で取り上げるにすぎない。

1987年に出版された『中国大百科全書（哲学II）』⁽⁴⁶⁾は、市民社会について、「マルクス主義以前のブルジョア思想家が、財産関係を核心とする社会関係を表すのに使用した術語」であり、「一般にはブルジョア社会（中文は資産階級社会—引用者）を指し、ブルジョア社会の経済関係を指すこともある」としている。これは、この段階での一般的な見方であったといえよう。この理解によれば、市民社会の概念が、現在の中国社会を分析する道具として用いられることはなく、とりわけ、社会主義社会を分析する道具として、この概念を導入することは鋭い対立を生じることになる。市民社会概念についての認識は、長期にわたりリジッドな理解がつづいたが、現代化建設の展開にともない、今日新たな様相を見せ始めている。例えば、徐忠明は、市民社会論を「現代化を実現する新たな理論、新たな思考」とし、経済（市場経済）・政治（政治的民主）・文化（伝統的法律観念の更新）などを「総合」する牽引者（駆動）として位置づけ、「市民社会駆動論」を提唱するまでになっている⁽⁴⁷⁾。

今日の市民社会論には、二つの理論的系譜があるといえる。

第1の系譜は、古典研究の系譜の市民社会論である。この中には、ま

(46) 中国大百科全書総編輯委員会《哲学》編輯委員会編、『中国大百科全書（哲学II）』、中国大百科全書出版社、1987年10月。なお、これに関連して、「市民法」概念について、同『中国大百科全書（法学）』は、「ローマ法は市民権を享有するローマ市民にのみ適用されるが故に、市民法と称せられる」とし、ローマ法の説明の中で言及するにとどまる。

(47) 徐忠明「西方市民社会与現代法制建設及啓示」、『D410』1996年第2期。

た二つの議論の方向があったと考えられる。一つは、市民社会のブルジョアの性質に注目し、その概念の適用を資本主義社会に限定する伝統的な議論である。今日、呂世倫は、ヘーゲルの法思想に関する研究をふまえ⁽⁴⁸⁾、市民社会について次のようにいう。「市民社会は“物質国家”であり、国家すなわち政治国家は市民社会の疎外にほかならない」、(狭義の)「市民社会は、真に、絶対的な個人的所有権(私有権)と絶対的な契約の自由を二大柱とする社会である」、「こここそ、資本の自由と平等の極楽である」とし⁽⁴⁹⁾、さらに、「市民社会と政治国家は、社会の経済的土台と上部構造の関係である」、「市民社会は資本主義経済関係、すなわち資本主義社会を指すだけである」、「いわゆる市民社会は、ブルジョアジーの『契約社会』であり、所有権、自由および平等の三位一体である」としている⁽⁵⁰⁾。また、呂の議論で興味深いことは、「この狭義の市民社会は、独占資本主義制度の下での、国家の干渉とマクロ規制の“混合経済”体制によって取って代られ」、「西側の国家にとってすでに時代遅れになっている」とする歴史的評価を行なっていることである⁽⁵¹⁾。この認識によると、市民社会はブルジョア的な資本主義経済関係によって規定された社会であり、国家による干渉が大きくなっている現代社会、とりわけ独占段階においては、有効な分析の道具とはなりえず、ましてやそれによって社会主義社会である中国社会を分析することはできないということになる。資本主義社会を自由主義段階と独占段階に機械的に分離し、自由主義的なものを否定する認識方法が見られることは、すでに指摘したが、ここでの呂の議論にも表われている。

もう一つは、マルクスがヘーゲル法哲学批判の中で提示した、市民社会

(48) 例えば、呂世倫著『黒格尔法律思想研究』(中国人民公安大学出版社、1989年)などがある。

(49) 呂世倫「関于法制建設的几个理論問題」、『D410』1996年第7期。

(50) 呂世倫・鄭国生「“从身分到契約”公式引發的法律思考」、『D410』1996年第10期。

(51) 呂世倫、前掲論文。

と国家の関係についての基本思想を再認識することを通じ、市民社会の現代的意義を探究しようとする議論である。万斌がこの系列にある。80年代の半ば、万斌は伝統法学を批判し、マルクス主義法学理論を再構築するために、初期マルクスの再検討を提起した⁽⁵²⁾。検討の対象は、マルクスのヘーゲル法哲学に対する批判を中心とする初期の一連の著作であった。

単なる古典研究にとどまらない市民社会論がいつごろから展開されているのかについては、必ずしも明らかではないが、83年までには疎外についての議論が行なわれていたことから見て、78年の三中全会の頃からすでに議論は始まっていたと考えられる。87年、李淑珍は、家族・市民社会が国家にとって前提・基礎であるという認識について検討し、初期マルクスの認識を「市民社会が国家を決定する」というエンゲルスの概括⁽⁵³⁾に集約している。マルクスの後の認識を「経済的土台が国家を決定する」という命題に集約し、両者を分け、前者を「直接に史的唯物論の原理とみなす」ことには反対している。この点において、李自身は、なお伝統的な認識を留保しているといえるが、マルクスの初期の市民社会論を「史的唯物論の端緒および萌芽である」とし、後の国家論へいたる過程を、「市民社会が国家を決定する」という論述の抽象から具体への過程としてとらえ、両者を統一して認識する視点を示している。ここには、伝統的な理解（両者の機械的分離）の転換が含意されているといえよう⁽⁵⁴⁾。

第2の系譜は、西側の市民社会論を直接導入するものである。80年代には、システム理論や社会学的方法論などの西側の理論が紹介され、法学研究を含む社会科学の研究に大きな影響を与えている。その代表的なものの

(52) 万斌、前掲論文。

(53) エンゲルス「共産主義者同盟の歴史によせて」、『マルクス・エンゲルス全集』第21巻（大月版）、第216頁。日本語訳では、「市民社会が国家を条件づけ規制する」としているが、ここでは中国語訳の「決定」をそのまま使用する。

(54) 李淑珍「論《黒格尔法哲学批判》中“市民社会決定国家”的思想」、『北京大学学報』1987年第3期。

一つが、ハーバーマスの理論である。1989年には、ハーバーマスの市民社会論を紹介し、「現代市民社会」概念について検討しているアラートとコーエンの論文の摘要が翻訳・紹介されている⁽⁵⁵⁾。しかし、中国で市民社会についての議論の飛躍をもたらす状況が生まれ、第2の系譜の議論が本格的に展開されるのは、やはり92年の「南巡講話」以降であろう。

俞可平論文は、市民社会論が本格的に議論される出発点にあるものといえよう⁽⁵⁶⁾。以下、この論文によって、基本的な論点を確認しよう。俞は、今日、マルクスの市民社会の理論を重視する理由について、次のようにいう。「市民社会の理論は、少なからぬ現代の西側の学者によってずっと重視され、80年代の中葉以降、この問題はさらに理論的ブームの趨勢となっており、さらに、グラムシおよびハーバーマス等の著名な西側の左翼学者が市民社会に対して改めて関心を持ったことは、多かれ少なかれマルクスの理論と関連している」こと、「国内の理論界には、マルクスの市民社会の理論に対し諸々の誤解が存在し、各種のさまざまな誤解に共通する結果は、この理論の重大な意義を軽視するか、無視していることである」こと、「社会主義市場経済体制がわが国において徐々にうちたてられるのにもない、市民社会の問題は、さまざまな姿で、直接あるいは間接的に提出されつつあり、これに対し、理論的にはっきりさせる必要がある」ことなどをあげ、市民社会について議論する今日的意義を示している。

俞は、そこで三つの意見を批判している。

第一の意見は、「市民社会は、マルクスが早期にヘーゲルから借用した

(55) A・アラート、J・コーエン「市民社会与社会理論」、『国外社会科学』1989年第7期。別の文献（俞可平、後述論文）では、A・アラート（Andrew Arato）、J. コーエン（Jean L. Cohen）と表記されているが、それぞれ同一人物を指していると考えられる。

(56) 俞可平「馬克思的市民社会理論及其歴史地位」、『中国社会科学』1993年第4期。俞論文につづき、『中国社会科学』（1994年第5期）には、何増科「市民社会概念的歴史演変」、方朝暉「市民社会的两个伝統及其在現代的匯合」などが掲載されている。

非科学的な概念であり、マルクスは、晩年の成熟した著作において、より科学的で的確な“経済構造”，“経済的土台”，“生産関係の総和”などの概念を用い，“市民社会”の概念に取って代えている」とするものであり，これは「かなり広まっている観点」であるとしている。この意見は，伝統的な通説の見解である。兪は，「成熟」という点について，マルクスの著作を「成熟」と「未成熟」に区分する基準について疑問視し，これを否定する。つぎに，マルクスの市民社会の概念は“経済構造”，“経済的土台”，“生産様式”などの概念に等しいかという点を取り上げ，マルクスがこのような概念を代わりに使用したからといって，「このことは，マルクスが一般的な“市民社会”の概念を退けたことをいささかも物語るものではない」とする。兪は，「一般的な“市民社会”概念」または「一般的意義における市民社会概念」という表現を使用して，経済構造と同一視すること批判し，市民社会を広義においてとらえようとする。

第二の意見は，「マルクスにおいては，終始，市民社会は経済関係または経済的土台と同じである」とするものであり，「この観点は，現代の西側におけるいく人かの左翼的学者のなかに特に市場をもつ」としている。家族などの社会組織や経済生活の外の社会生活を市民社会の外に排除している点を批判する。つまり，マルクスは，市民社会に，「社会組織，社会制度，私人の生活，特殊な個人的利益，私人の身分など」を含ませていると見る。

第三の意見は，「“市民社会”は，マルクスにおいては，“ブルジョア社会”を指し，両者は同義である」とするものであり，この観点が，資本主義社会の前と後のいずれにおいても市民社会は存在しないとしている点を批判する。

兪による批判の興味深い点は，市民社会とブルジョア社会のカテゴリーの違いについての説明である。すなわち，「市民社会は政治国家に対応する一般的概念であるが，ブルジョア社会は具体的概念である」とした上で，「第一に，市民社会と政治国家の関係を一般的に討論する際，“ブルジ

ョア社会”を用いて“市民社会”の概念に取って代えることはできず、第二に、非ブルジョア的な政治国家を討論する際にも、市民社会の概念は適用される」としていることである。ただし、俞の議論には、次のような問題点もあるといえよう。すなわち、「一般的に討論する」という不明確な表現が使われていること、また「非ブルジョア的政治国家」の説明では、「プリ資本主義の中世紀の社会」について言及するだけであるが、このためにわざわざ「非ブルジョア的政治国家」という表現を使用することの意味はどこにあるのか、別の箇所で触れていた「政治国家が市民社会に埋没するポスト資本主義の時期」は、「非ブルジョア的政治国家」といかなる関係があるのか、今日の中国社会は、これらとどのような関係があるのか、などが明らかにされていないことである。

さらに、今日の社会主義市場経済と関連させ、市民社会論の意義を検討するという問題について、俞論文は具体的に展開していない。市民社会と政治国家の分離は、「資本主義市場経済の産物である」、「市場経済の内在的要求は、私人による物質的な生産・交換・消費の活動が政府の家父長的な干渉から抜け出し、政治領域の外の純経済活動になることである」とし、この「市場経済の内在的要求は、封建的な政治国家の性質とは相容れない」としているが、この「市場経済の内在的要求」は、社会主義市場経済体制の下にある中国社会にとってどのような意味をもつことになるのだろうか。分離の止揚についての一般的な理解にもとづけば、本来、社会主義の段階は、「ポスト資本主義の時期」として、「政治国家が市民社会に埋没する」段階として理解しうる。中国の「社会主義」社会の場合、すでに指摘したように、資本主義の発達した段階を経過せずに、「封建制の遺毒」という社会の質的規定性にかかわる問題があった。そうであるなら、中国の「社会主義」の市場経済の内在的要求も、まさに市民社会を形成することになるのだろうか。

市民社会と政治国家の分離が完成していない歴史の展開過程において、「市場経済の内在的要求」は、次のような特殊性に規定されることになる

といえよう。すなわち、市民社会が成熟して存在していないということは、政治国家も同様の発展段階にとどまっているということを意味し、また、本来、市民社会と政治国家の分離をもたらす市場経済それ自身も自立していないことを意味する。政治国家と市場経済の「癒着」という問題が生じ、「政治国家が市民社会（市場経済）を決定する」という特殊性が存在するということになる。この問題に関連して、石泰峰は、市場経済・市民社会・法律について、中国と西側の展開状況を比較し、次のように認識する。市場経済の展開は、「西側とは完全に異なる特徴を帯び」、「依然として、計画経済の思考様式に照らして市場経済の発展過程を指導している」とする。これは、具体的には、「市場経済の発展過程を政府計画に完全に引き入れる」という問題を指している。つまり、「計画経済から市場経済へ向かう推進力は、市民社会に由来するのではなく、国家に由来する。すなわち政府であり」、この結果、「市場主体は、国家によって育成されざるをえず」、「政府が行政手段を運用し、計画的に育成していく市場」になり、「ここでは、法律は、依然として国家により強制的に実施される命令とみなされる」としている⁽⁵⁷⁾。中国の法学界において、今日なお「市民法」のカテゴリーが確立されていない背景には、このような形で伝統的な法観念が再生産されている客観的状況があるといえよう⁽⁵⁸⁾。

しかし、今日、市民法概念を評価する見解が生まれてきた。徐国棟は、俞の市民社会論に依拠しつつ、「市民法の精神は自由主義であり、政治国家に対する制約である」とし、市民法論を展開している。徐は、民法の調整対象問題の新たな理論を創出する必要性をいい、それは、「一方において、民法が市民法であることを立脚点とし、民法の調整対象の抽象面は、市民社会と政治国家の関係とし、つまり、市民的権利と国家権力の間の関

(57) 石泰峰「市場経済と法律発展」、『中外法学』1993年第5期。

(58) 例えば、主編・孫国華『中華法学大辞典（法理学巻）』（中国検察出版社、1997年3月）には、市民法のカテゴリーはない。なお、最近の中国における市民法をめぐる理論的状況については、季衛東「中国における市民法学の胎動と経験的研究」（『法律時報』1997年3号）が詳しい。

係であることを説明し、他方において、旧ソ連の学者およびわが国の学者の研究成果を吸収し、民法調整対象の具体面は、平等な主体の財産関係と身分関係とすることを説明する」としている。また、二つの側面の関係については、「市民法の調整対象は、第一に、市民の権利と国家の権力の間の関係であり、次に市民相互の権利の間の関係である」とする結論を提起している⁽⁵⁹⁾。ここに見られる、国家権力に対する市民的権利の第一義性を問題にする議論を、第 2 期権利本位論争としておこう。徐忠明も、「中国は超大型の農業社会であり」、「数億の農民の現況を考慮しなければならない」こと、市民社会の形成は、「西側が自然発生的な進化型であるが、中国は導入型である」ことをあげ、中国の未来の市民社会と政治国家の関係が西側に比べてはるかに複雑であると見ているが、未来の中国社会については、「個人の私的利益が絶えず法律的保障を獲得すること、私人の活動領域が絶えず拡大すること、各種の民間の自発的自治組織が絶えず発展すること、個人も政治国家の直接的なコントロールから一歩いっぽ抜け出すこと」などを描いている⁽⁶⁰⁾。「社会主義」市場経済がこのような市民社会を形成することができるかどうかは、中国の場合、政治国家が市場経済の自律性をいかに保障できるか、とりわけ、政治国家の体制改革、権力の制限を通じて、自己と市民社会との分離をどこまで実現できるか、などの問題にかかっているが、いずれにしても長期の過程をたどらざるをえないであろう。

IV. 小 括

以上、体制転換の諸段階と対応させて、法学転型問題の歴史性について検討した。法学の転型過程は、その内容において、端緒段階における伝統

(59) 徐国棟「市民社会与市民法—民法的調整対象研究」、『法学研究』1994年第 4 期。

(60) 徐忠明、前掲論文。

法学に対するイデオロギー批判から出発し、経済体制改革の諸段階に対応して展開されたいくつかの法学基礎理論にかかわる個別的な論争を通じて、現代法学への方法を模索するという過程を経ながら、今日、市場経済体制への全面的転換へ向かうなかで、市民社会論を基礎とした現代法学の体系的な理論構築へ向けた道を歩んでいる。そして、この転型の道は、「封建制の遺毒」を止揚するという民主主義的課題をもち、市場経済を媒介にして、「近代的なもの」の形成・発展・成熟が避けてとおることのできない歴史性をもっている。もちろん、これに対抗する形で、「マルクス主義法学の基本原則」を堅持する理論的潮流⁽⁶¹⁾も存在するが、現在の市場経済の展開状況の下では、この潮流も、現代法学形成の潮流のなかへ包摂され、受動的な議論展開を余儀なくされ、自らの理論の今日的展開を積極的に提示するに至っていない状況に置かれているといえることができる。

しかし、この理論的諸潮流の関係は、基本的に、今日の市場経済体制の在り方に規定されたものであり、今後、市場経済の展開如何によっては、変動することになる。すなわち、現行憲法に規定された中国の社会主義体制の下での階級構造に変化が生じつつあり、諸階層間の矛盾が激化しつつある。国有企業の労働者のおかれた社会的地位が変貌しつつあることは、この端的な表れといえよう。権利本位論の台頭は、すでに見たように、商品経済の展開と関連し、市場経済の全面的展開は、この議論の必要性を痛感させる。しかし、この権利をもって守るべき労働者の利益とは何か。法の本質的諸属性のなかで、階級性のもつ意味が再び検討されなければならないといえよう。この意味において、社会主義市場経済の中国においてこそ、伝統的なマルクス主義法学は一定の「市場」をもっているといえる。

(61) 例えば、張光博著『論法』、大連海事大学出版社、1997年。